

社会保障審議会介護給付費分科会
介護予防ワーキングチーム（第4回）議事次第

平成17年8月25日（木）

10時から12時まで

於：KKRホテル東京 孔雀の間（11階）

議 題

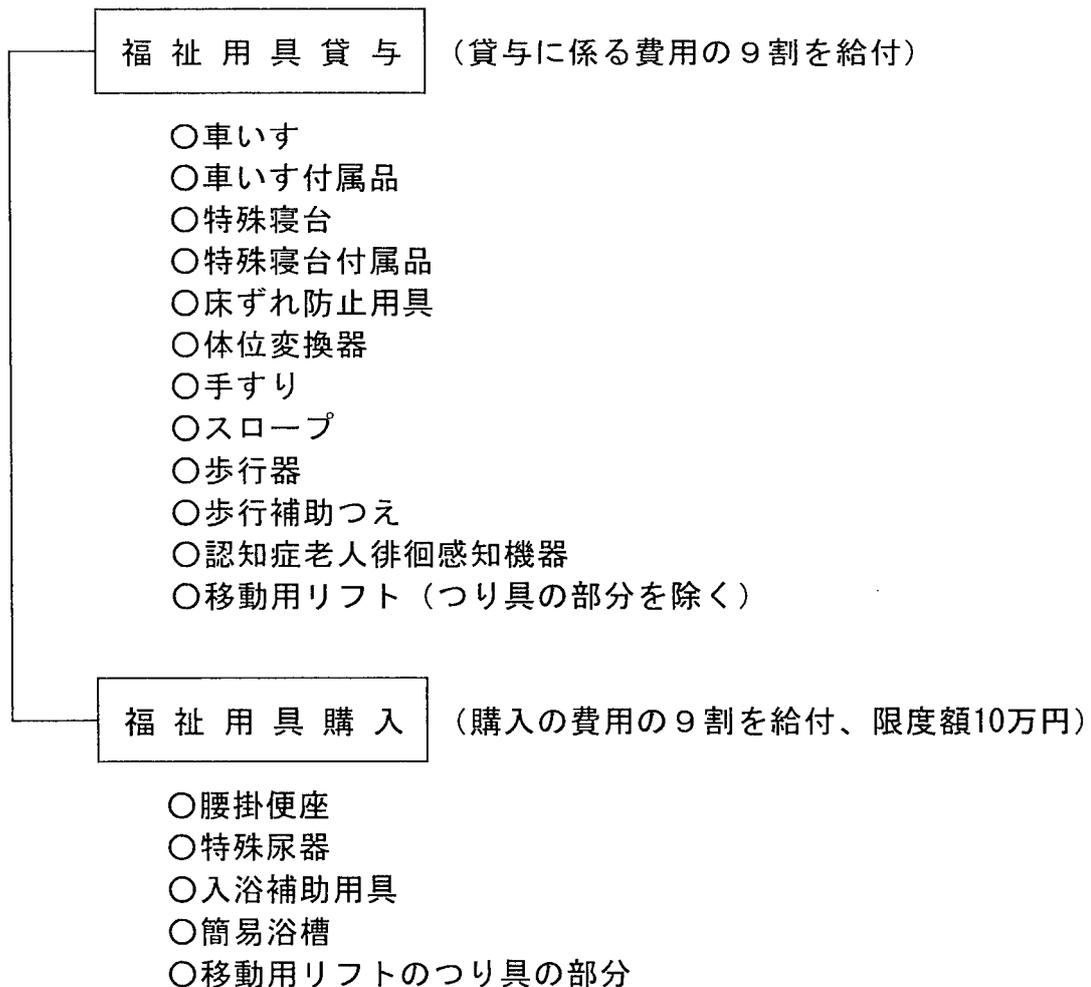
1. その他の介護予防サービスの基準・報酬に関する論点・基本的考え方について
2. その他

介護予防福祉用具貸与・販売の基本的な考え方（案）

1. 現行の福祉用具貸与・購入について

(1) 福祉用具貸与・購入の内容

- 介護保険制度においては、貸与又は購入に係る費用について保険給付の対象とする福祉用具の範囲を「要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、日常生活の自立を助けるもの」としており、以下のものが対象種目として厚生労働大臣告示で定められている。



- 福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に依じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

貸与になじまない性質のもの（入浴や排せつ関連用具など、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの。吊り上げ式リフトの吊り具のように、使用によって形態・品質が変化し、再利用できないもの）について、必要な福祉用具の購入を保険給付の対象としている。

- 福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付の公定価格を定めず、自由価格により保険給付する仕組みとしている。

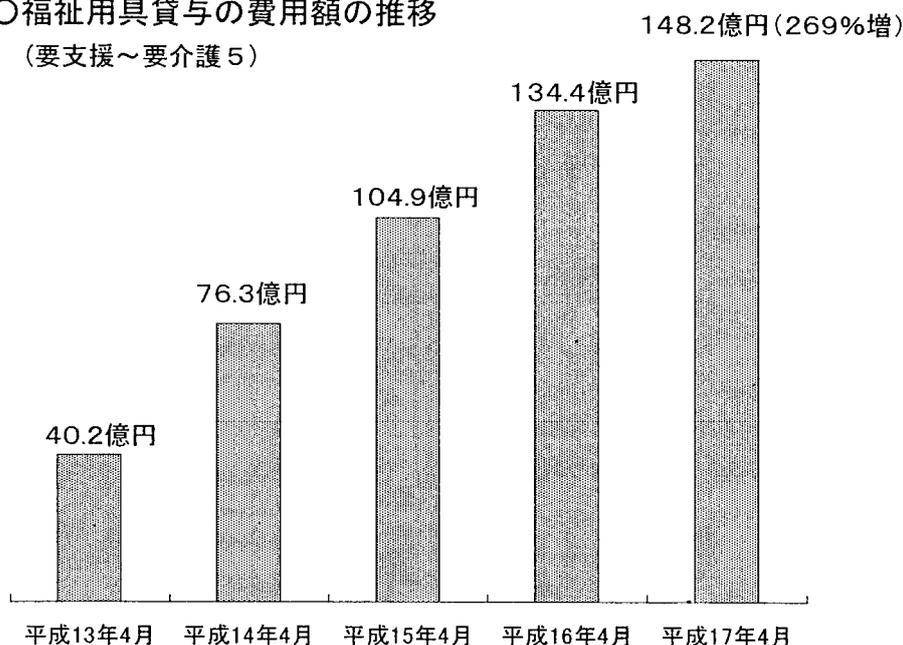
(2) 福祉用具貸与・購入の利用状況等

<福祉用具貸与の利用状況>

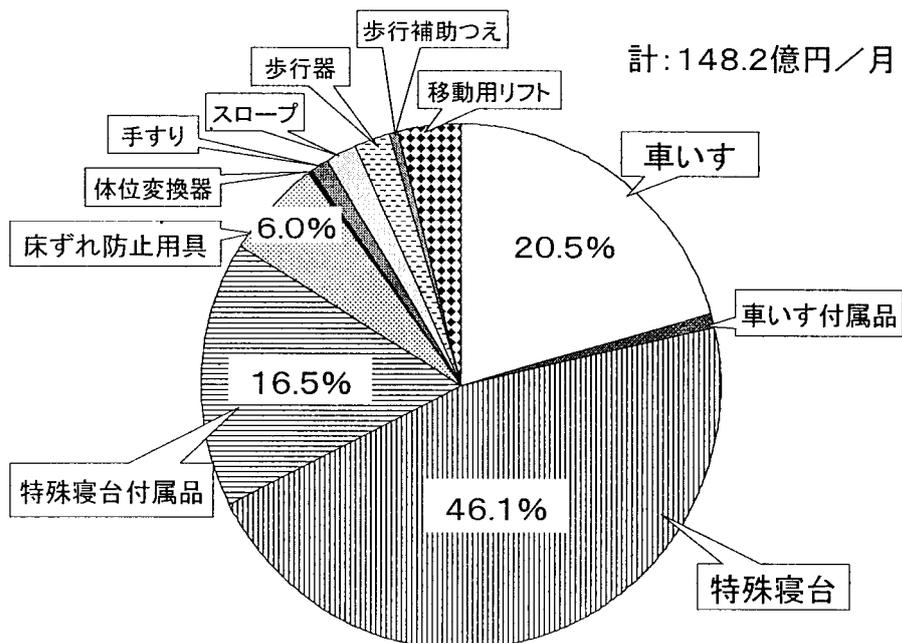
- 介護保険制度の施行以降、福祉用具は急速に普及しており、福祉用具貸与の費用額は、直近の4年間で3.7倍に増加している。
- 福祉用具貸与の費用額のうち、「車いす」が2割、「特殊寝台」と「特殊寝台付属品」で6割強を占めている。

○福祉用具貸与の費用額の推移

(要支援～要介護5)



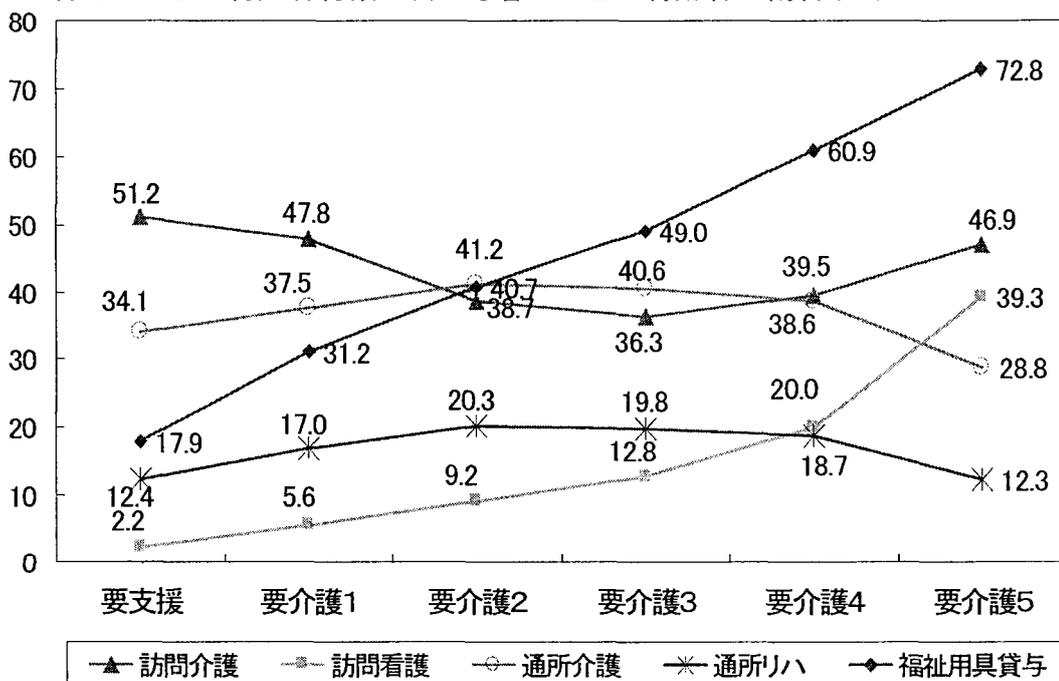
○福祉用具貸与の請求額内訳(17年4月サービス分)



<軽度者の福祉用具貸与の利用状況>

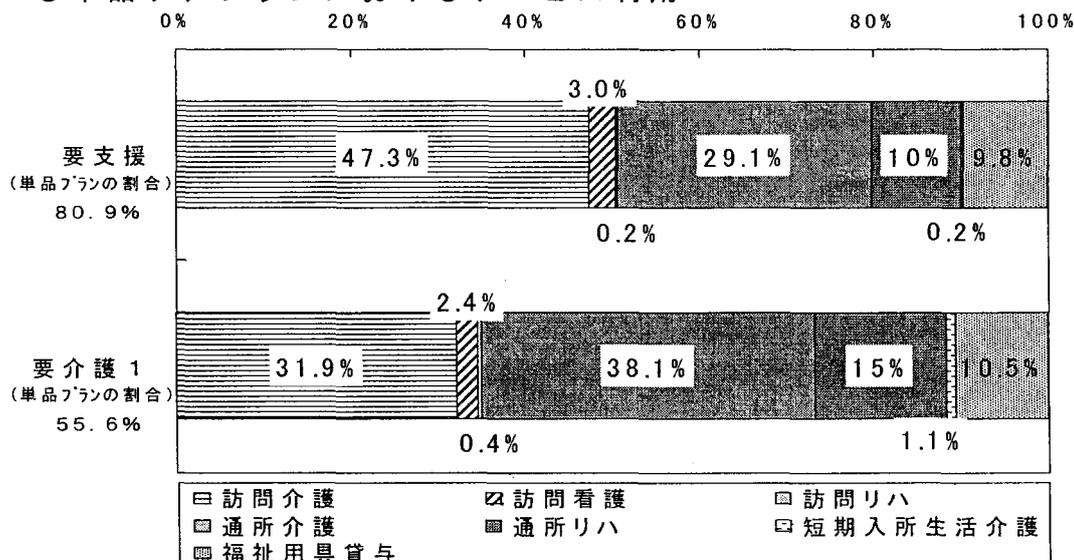
- 福祉用具貸与は、要支援のうち2割弱、要介護1のうち3割が利用している。
- 要支援の8割、要介護1の6割弱が単一サービスのケアプランとなっているが、そのうち約1割が福祉用具貸与の単品のケアプランである。

○居宅サービス利用者総数に占める各サービス利用者の割合(%)



出典:介護給付費実態調査(平成17年4月サービス分)

○単品ケアプランにおけるサービス利用

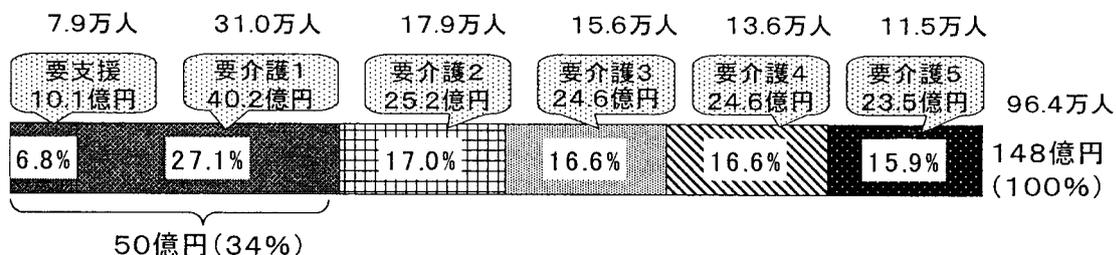


出典:「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」(2003年三菱総合研究所)

○ 要支援と要介護1の福祉用具貸与の費用額は、福祉用具貸与の費用額全体の3分の1を占めている。

○ 費用額は、直近の4年間で5.5倍に増加している。

○福祉用具貸与の費用額(平成17年4月サービス分)

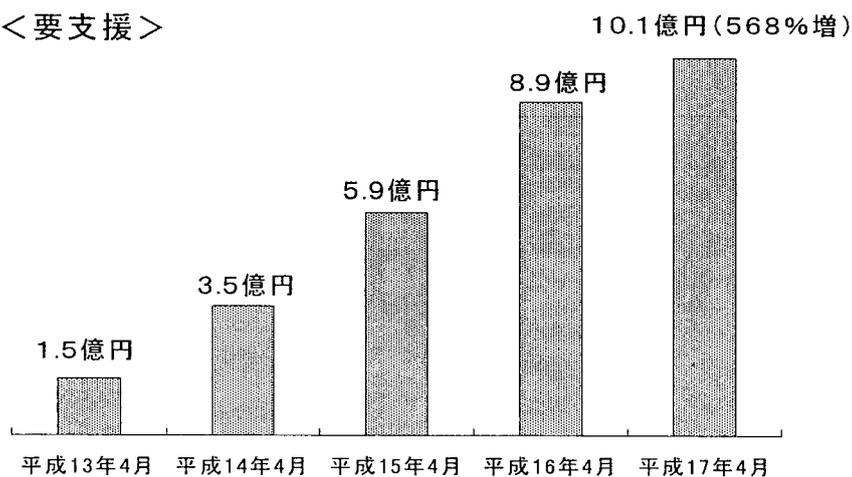


○福祉用具貸与の費用額の推移

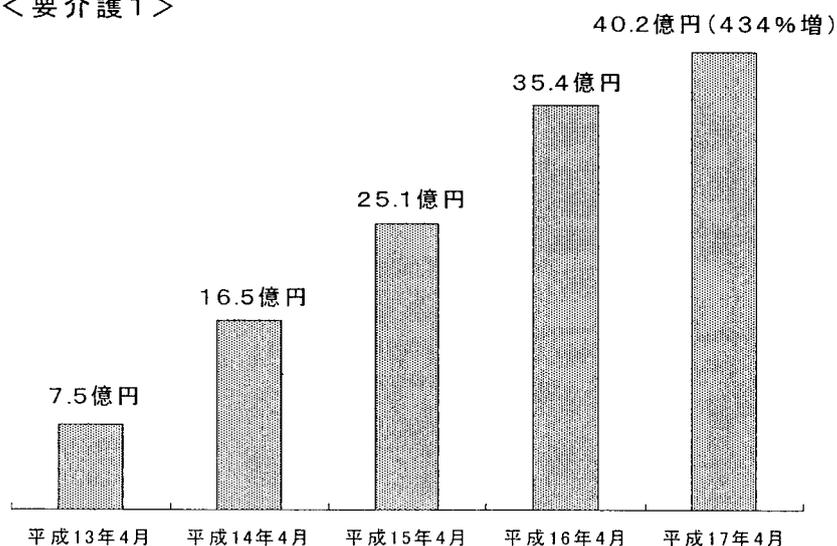
要支援・要介護1の合計

平成13年4月 9.1億円 → 平成17年4月 50.3億円 (5.5倍)

<要支援>



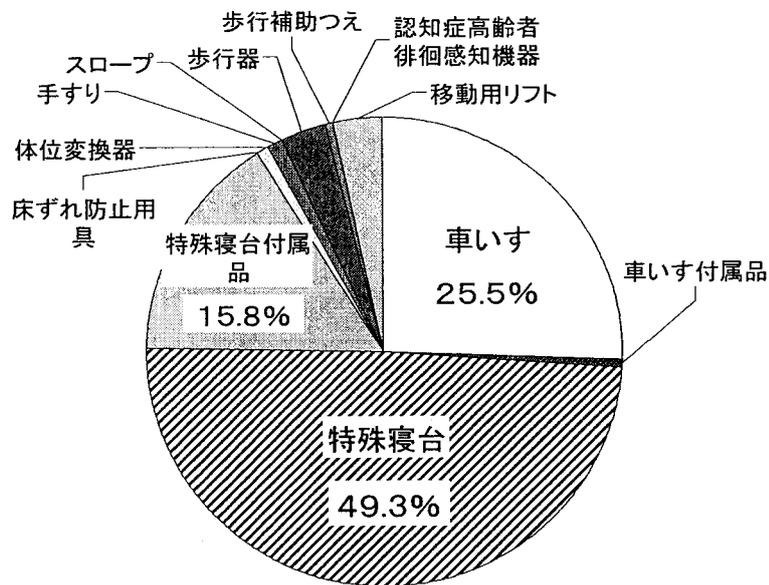
<要介護1>



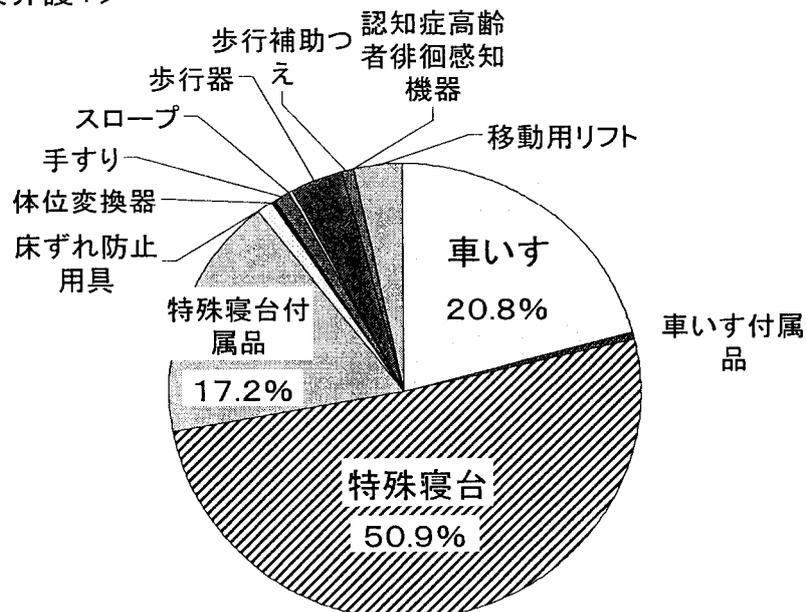
- 要支援、要介護1の費用ベースの内訳を見ると、
「車いす」が、2割以上
「特殊寝台」と「特殊寝台付属品」が、7割弱 となっており、
「車いす」と「特殊寝台（付属品を含む）」で9割 を占めている。
- 要支援及び要介護1の者に貸与されている福祉用具の中には、「床ずれ防止用具」「移動用リフト」など、軽度者の状態像では利用が想定しがたい福祉用具も見られる。

○福祉用具貸与の請求額内訳(17年4月サービス分)

<要支援>



<要介護1>



<福祉用具貸与の主な種目別の利用状況>

- 「車いす」は、要支援の在宅サービス利用者の4%、要介護1の9%が利用している。
- 「特殊寝台」は、要支援の在宅サービス利用者の11%、要介護1の20%が利用している。
- 「車いす」「特殊寝台」は、重度になるほど利用されている傾向が見られる。
- 「歩行器」「歩行補助つえ」は、中度者を中心として、要介護1～要介護4で利用されている。

○福祉用具貸与の利用状況（平成17年4月サービス分）（千件）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅受給者数	443.9	995.4	440.0	317.5	222.8	157.5	2577.1
車いす	16.1	86.6	71.8	78.1	78.4	56.6	387.6
（利用率）	3.6%	8.7%	16.3%	24.6%	35.2%	35.9%	15.0%
特殊寝台	49.7	198.5	117.5	106.8	96.3	81.8	650.7
（利用率）	11.2%	19.9%	26.7%	33.6%	43.2%	51.9%	25.2%
特殊寝台付属品	107.1	457.6	290.4	282.2	267.1	212.5	1616.8
（利用率）	24.1%	46.0%	66.0%	88.9%	119.9%	134.9%	62.7%
床ずれ防止用具	1.4	9.0	9.1	15.6	34.3	71.1	140.5
（利用率）	0.3%	0.9%	2.1%	4.9%	15.4%	45.1%	5.5%
体位変換器	0.1	0.3	0.2	0.5	1.4	5.1	7.7
（利用率）	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.6%	3.2%	0.3%
歩行器	9.8	46.4	24.8	18.2	9.5	2.4	111.2
（利用率）	2.2%	4.7%	5.6%	5.7%	4.3%	1.5%	4.3%
歩行補助つえ	4.0	21.8	13.1	10.5	5.6	1.1	56.0
（利用率）	0.9%	2.2%	3.0%	3.3%	2.5%	0.7%	2.2%
移動用リフト	2.7	11.3	7.3	7.6	7.1	5.8	41.8
（利用率）	0.6%	1.1%	1.7%	2.4%	3.2%	3.7%	1.6%

（注1）「歩行補助つえ」は、松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限るとしており、いわゆる「一本杖」は、要介護者等であるから使用するものではないので、保険給付の対象とはしていない。

（注2）「特殊寝台付属品」は、「特殊寝台」と一体的に利用されるものとして貸与しており、「マットレス」「サイドレール」「補助机」等が対象となっている。各品目を1件として扱っているため、件数上は、特殊寝台1件につき2～3件の特殊寝台付属品が貸与されている。

<車いす、特殊寝台の利用状況>

- 「車いす」の利用者の大部分が、「自走用車いす」と「介助用車いす」であり、これらは重度者ほど利用率が高くなっているが、「電動車いす」は要介護1を中心として軽度者が利用している。
- 「特殊寝台」の利用者の大部分が、「3モーター」「2モーター」の特殊寝台であり、これらは重度者ほど利用率が高くなっている。「1モーター」の特殊寝台は、中軽度者の一部に利用されている。

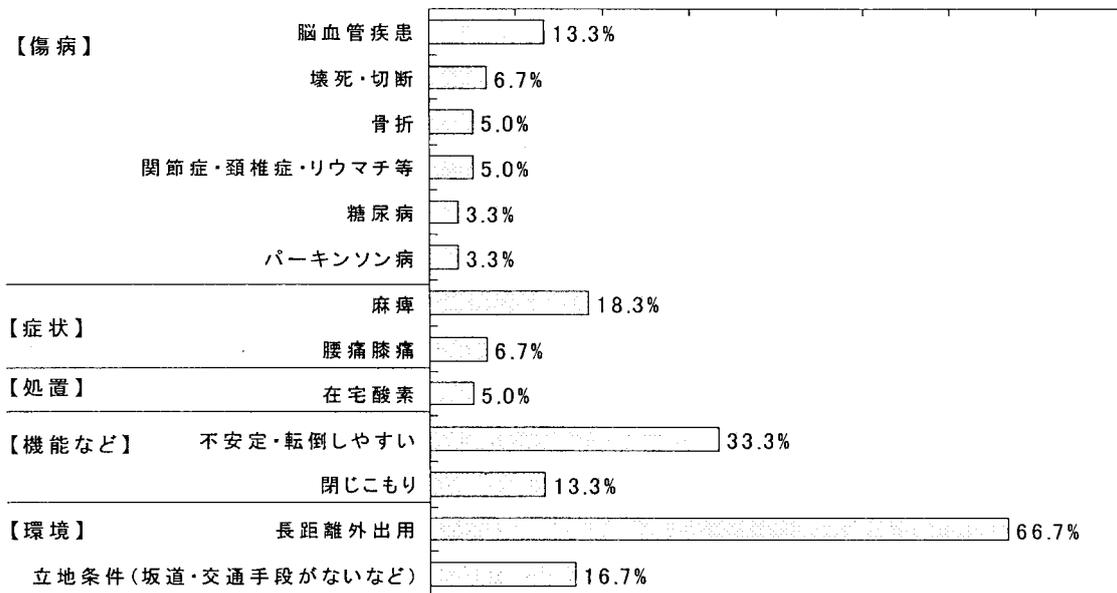
○車いす、特殊寝台の利用状況(東京都:16年2月サービス分) (件)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅受給者数	27,816	71,463	38,424	27,324	20,320	16,153	201,500
介助用標準型車いす (利用率)	780 2.8%	6,230 8.7%	6,941 18.1%	6,698 24.5%	6,252 30.8%	4,619 28.6%	31,520 15.6%
自走用車いす (利用率)	478 1.7%	4,556 6.4%	5,862 15.3%	5,790 21.2%	5,305 26.1%	4,893 30.3%	26,884 13.3%
普通型電動車いす (利用率)	300 1.1%	1,131 1.6%	617 1.6%	350 1.3%	173 0.9%	77 0.5%	2,648 1.3%
特殊寝台 (利用率)	1,796 6.5%	7,116 10.0%	6,504 16.9%	6,030 22.1%	5,493 27.0%	4,779 29.6%	31,718 15.7%
(再掲)3モーター (利用率)	1,051 3.8%	4,529 6.3%	4,276 11.1%	4,084 14.9%	3,926 19.3%	3,599 22.3%	21,465 10.7%
(再掲)2モーター (利用率)	633 2.3%	2,280 3.2%	2,032 5.3%	1,827 6.7%	1,482 7.3%	1,149 7.1%	9,403 4.7%
(再掲)1モーター (利用率)	112 0.4%	307 0.4%	196 0.5%	119 0.4%	85 0.4%	31 0.2%	850 0.4%

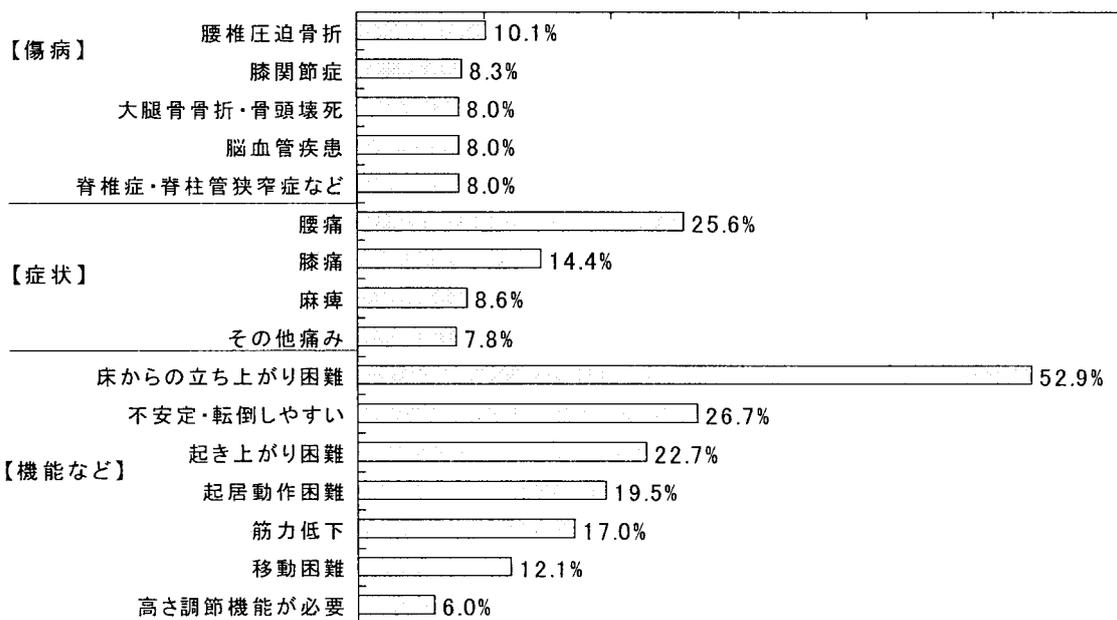
(注)平成16年2月サービス分の東京都のレセプトを特別集計したものの。

- 「車いす」の導入理由を見ると、「長距離外出のため」が最も多く、次いで「歩行が不安定で転倒しやすい」、「麻痺」、「立地条件」などが理由にあげられている。
- 「特殊寝台」の導入理由を見ると、「床からの立ち上がり困難」が最も多く、次いで「不安定・転倒しやすい」「腰痛」「起き上がりが困難」「起居動作が困難」「筋力低下」などが理由にあげられている。
- 導入理由は、傷病、症状、機能、環境など多岐にわたっており、ケアマネジメントにおいて、利用者の個別性を踏まえた多方面からのアプローチが重要であることが見てとれる。

○車いすの導入理由(複数回答、N=63)



○特殊寝台の導入理由(複数回答、N=348)



出典:「福祉用具の受給状況と導入理由等に関する実態調査～特に、要支援・要介護1に対して～」(日医総研)
 ※軽度要介護者に特殊寝台を導入した介護支援専門員に対し、導入理由を自由記載で調査し、それを傷病、症状、機能、環境などのカテゴリーに分類しながら、記載率を見たもの。

<軽度者の状態像の特性>

- 要介護認定データに基づく調査所見によれば、現行の要支援及び要介護1の該当者は、総じて食事や家事一般等の日常生活上の基本的活動について、ほぼ自分で行うことが可能である。

状態区分	典型的な状態像
要支援	<ul style="list-style-type: none"> ○食事・着替え → ほぼ自立 ○入浴・歩行 → ほぼ自立 ○起き上がり 立ち上がり → 一部介助が必要 片足での立位 (つかまれば可能・支えが必要) ○電話・服薬管理 → ほぼ自立 金銭管理
要介護1	<ul style="list-style-type: none"> ○食事・着替え → ほぼ自立 ○入浴・歩行 → 一部介助が必要 ○起き上がり 立ち上がり → 一部介助が必要 片足での立位 (つかまれば可能・支えが必要) ○電話・服薬管理 → 一部介助が必要 金銭管理 (主に認知症機能の低下による)

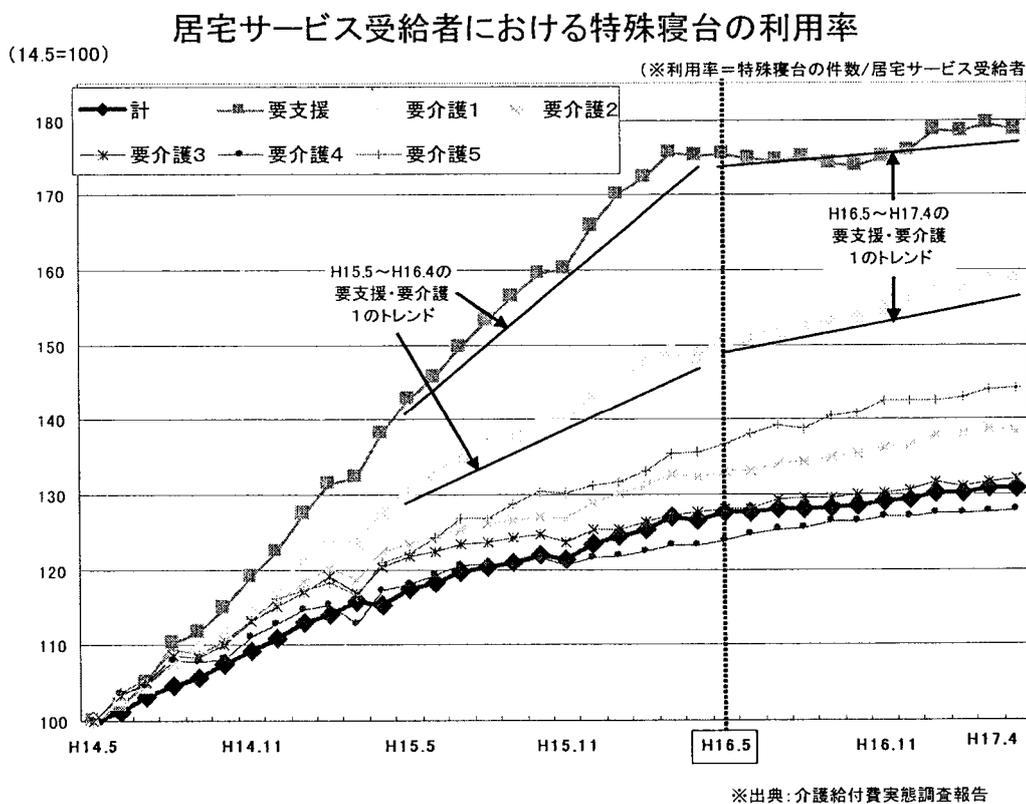
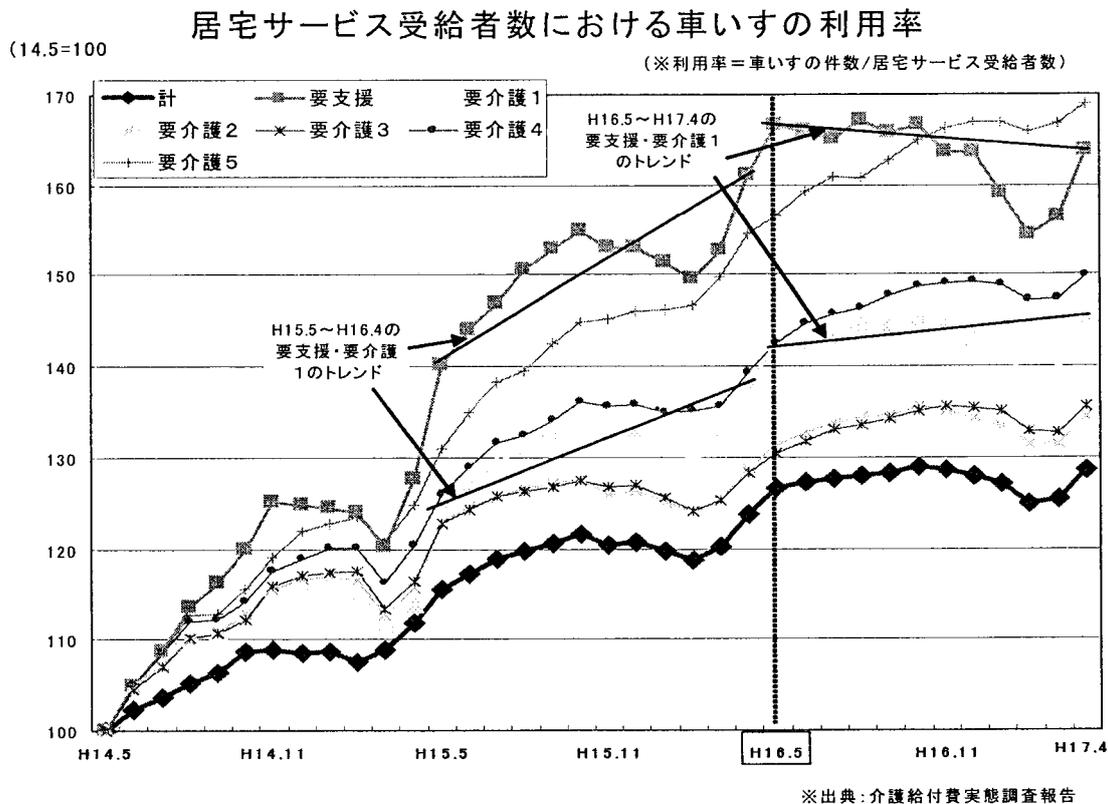
<「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について>

- 国においては、福祉用具が要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置づける場合等における標準的な目安として「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を、平成16年6月に作成し、通知している。

介護保険における福祉用具の選定の判断基準（抜粋）

自走用標準型車いす、介助用標準型車いす 車いす付属品	車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。
普通型電動車いす 車いす付属品	車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」、重度の認知症状のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。
特殊寝台 特殊寝台付属品	特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。
床ずれ防止用具	床ずれ予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。
体位変換器	体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援」「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。
移動用リフト	床走行式リフト、固定式リフト（浴槽に固定し上下方向のみ移動するものを除く）、据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く）は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

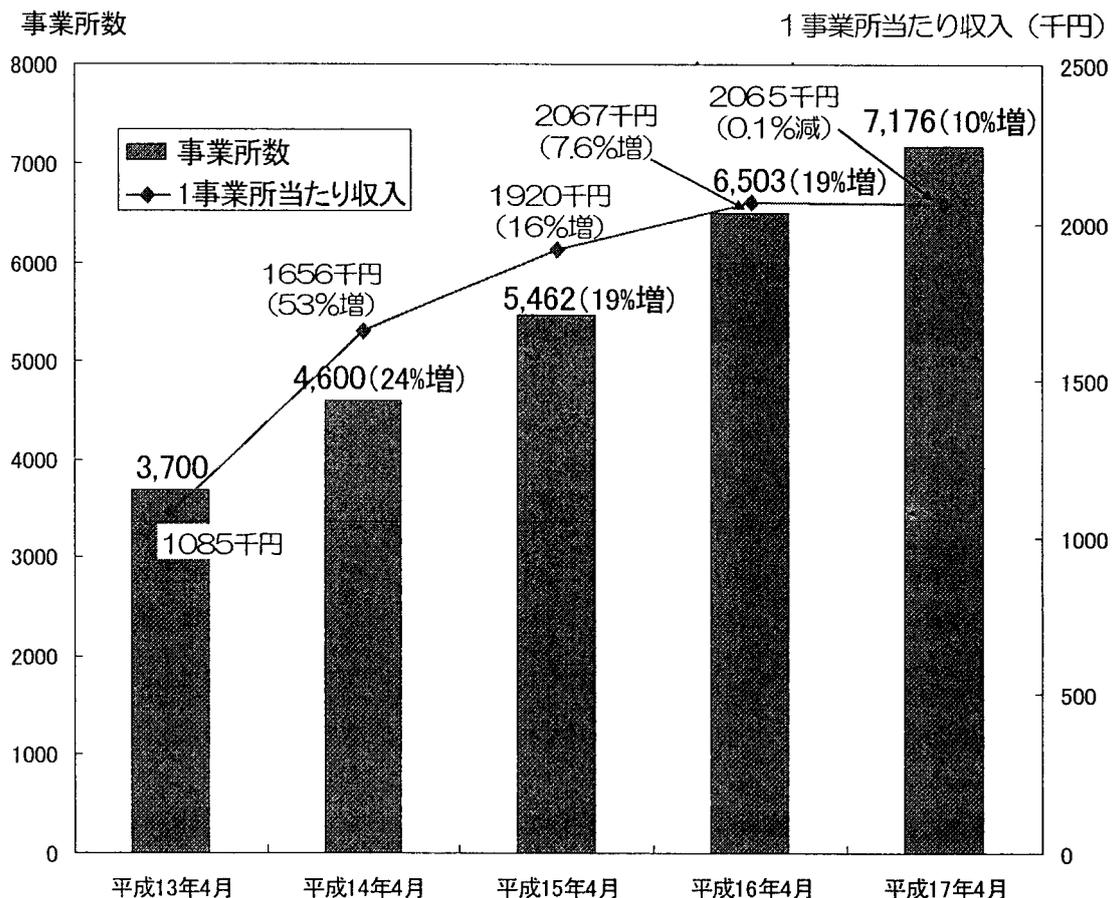
- 「福祉用具の選定の判断基準」の通知後、軽度者の車いす、特殊寝台の利用率の伸びは鈍化している。



<福祉用具貸与の事業所数の状況等>

- 福祉用具貸与の請求事業所数は、伸び率が徐々に下がってきている。1事業所当たりの収入の伸びは、落ち着いてきている。
- 1人当たりの費用額は、直近のデータでは大きな変化が見られない。

○福祉用具貸与の請求事業所数等 : ()は対前年同月比



○福祉用具貸与の1人当たり費用額の推移

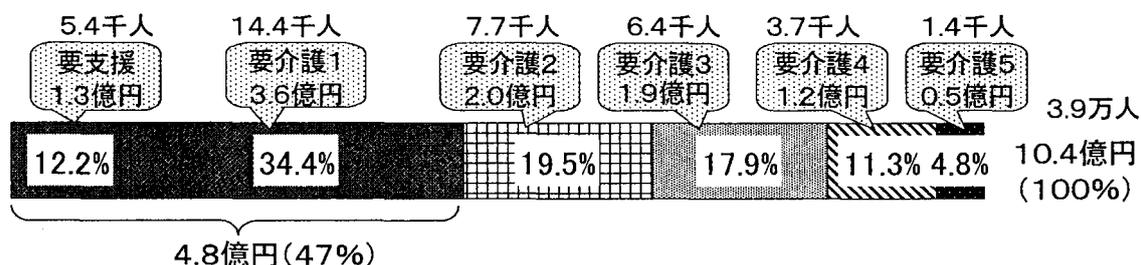
	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月
利用者1人当たりの費用額	13.9千円	14.7千円 (5.8%増)	14.4千円 (2.1%減)	14.6千円 (1.4%増)	14.5千円 (0.7%減)

(注) 費用額は、利用者の一割負担分と保険給付分を足した額である。

＜特定福祉用具購入の支給状況＞

- 特定福祉用具購入は、月に約10億円が支給されており、介護保険の費用額全体に占める割合は、約0.2%である。
- 特定福祉用具購入の支給額のうち、要支援・要介護1が5割弱を占めている。
- 特定福祉用具購入の支給額のうち、「入浴補助用具」が5割強、「腰掛便座」が4割強を占めている。

○特定福祉用具購入の支給額（平成17年3月支出分）



○4半期ごとの推移（平成16年度支出分）

	16年4～6月	7～9月	10～12月	17年1～3月
支給額(月平均)	9.39億円	9.11億円	9.04億円	9.64億円
対前年同期比	8.3%増	2.7%増	0.8%増	1.8%減
利用者数(月平均)	3.73万人	3.77万人	3.66万人	3.68万人
対前年同期比	6.5%増	0.6%増	5.8%減	3.8%減

○福祉用具購入費の品目別の割合（平成14年度実績：91保険者の特別調査）

	腰掛便座	特殊尿器	入浴補助用具	簡易浴槽	リフト吊り具	合計
支給額	540百万円	26百万円	640百万円	2.7百万円	6.4百万円	1215百万円
	(44.4%)	(2.1%)	(52.7%)	(0.2%)	(0.5%)	(100%)